# 豊田市農業委員会議事録

令和4年6月30日、豊田市農業委員会長 横粂 鈞は、令和4年6月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

# く会議に付した議案>

議案第37号	農地法第3条の規定による許可について
議案第38号	農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第40号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第41号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第42号	農用地利用集積計画の決定について
議案第43号	耕作放棄地の農地、非農地の判断について
議案第44号	農業委員会の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について

# 報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について 競売農地買受適格者証明願承認について(転用目的) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

# < 出 席 委 員 > (18名)

鈴木喜一郎	2番	築山	正樹	3番	西山弥	加太加
石川 幸子	5番	為井	裕	6番	近藤	和人
杉浦 俊雄	8番	土方	和子	9番	梅村	逸次
水野 省治	11番	梅村	貢司	12番	中島	匡代
加知  満	14番	伊藤喜	代司	15番	伊藤	政和
浅見富士男	17番	林	如実			
	石川幸子杉浦俊雄水野省治加知満	石川幸子5番杉浦俊雄8番水野省治11番加知満14番	石川幸子5番為井杉浦俊雄8番土方水野省治11番梅村加知満14番伊藤喜	石川幸子5番為井裕杉浦俊雄8番土方和子水野省治11番梅村貢司加知満14番伊藤喜代司	石川幸子5番為井裕6番杉浦俊雄8番土方和子9番水野省治11番梅村貢司12番加知満14番伊藤喜代司15番	石川幸子5番為井裕6番近藤杉浦俊雄8番土方和子9番梅村水野省治11番梅村貢司12番中島加知満14番伊藤喜代司15番伊藤

19番 横粂 鈞

# < 欠 席 委 員 > (1名)

18番 杉田 雅子

# < 事務局説明員 >

事務局長	小木曽哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主 査	井上 貴道	主 查	杉本 一浩	主查	伊藤 寿信
主査	鈴木 彩	主 查	神谷 一平	主查	岩月 彰弘

(開会 午後 2時00分)

会 長: ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事 務 局: 本日の欠席委員は、18番、杉田雅子委員、以上1名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしております ことを御報告いたします。

会 長: ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

11番、梅村貢司委員、12番、中島匡代委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第37号から第44号までの審議案件8件とその他の報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第37号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局: 令和4年議案第37号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

46番、和会町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

47番、竹元町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

48番、高岡本町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

49番、遊屋町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

50番、久木町の件。

担当推進委員の宇井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可 の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長: 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。 ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。 いかがでしょうか。

#### (会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第37号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

# (賛成者挙手)

会 長: ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第37号は承認決定されました。

令和4年議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。 事務局の説明を求めます。

事務局: 令和4年議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。 立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

> 8番、高岡本町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区 に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員: 特に異議ありません。

事務局: ありがとうございました。

続きまして、9番、上原町の件、農家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に上豊田駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、10番、四郷町の件、農業用倉庫です。第3種農地です。判断 基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域 で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。 許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。 お願いします。

梅村(逸)委員: 申請番号9番、10番、両件について異議ありません。

事務局: ありがとうございました。

続きまして、11番、足助町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断 基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤(政)委員: 特に問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認して おります。

以上です。

会 長: 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに意見を伺います。

いかがでしょうか。

# (会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第38号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

# (賛成者挙手)

会 長: ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第38号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局: 令和4年議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

89番、元宮町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員: 特に問題ありません。

事務局: ありがとうございました。

続きまして、90番、矢並町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断 基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当 しない農地です。なお、以降、同基準は、その他第2種農地と読ませていただ きます。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

続きまして、91番、百々町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

続きまして、92番、渡合町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員: 3件とも問題はありません。

事務局: ありがとうございました。

続きまして、93番、畝部東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断 基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域 で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員: 問題ありません。

事 務 局: ありがとうございました。

続きまして、94番、竹町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

続きまして、95番、竜神町の件、共同住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、96番、宝町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員: 3件とも問題ありません。

以上です。

事務局: ありがとうございました。

続きまして、97番、高岡町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、98番、高岡町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、99番、若林西町の件、粘土採掘・残土処分場、一時転用です。 農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地 等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

杉浦委員: 3件とも異議ありません。

事務局: ありがとうございました。

続きまして、100番、生駒町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に豊田南インターチェンジが存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、101番、駒場町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員: 問題ありません。

事 務 局: ありがとうございました。

続きまして、102番、上原町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断 基準は、梅坪駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地 との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

続きまして、103番、上原町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断 基準は、おおむね300メートル以内に上豊田駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、104番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。 判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

続きまして、105番、井上町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断 基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域 で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、106番、舞木町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、一種農地で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張に 該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員: 102番から106番の5件、特に問題ありません。

事 務 局: ありがとうございました。

続きまして、107番、勘八町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員: 問題ありません。

事 務 局: ありがとうございました。

続きまして、108番、石飛町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(貢)委員: 異議ありません。

事務局: ありがとうございました。

続きまして、109番、上川口町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

お願いします。

中島委員: 問題ありません。

事 務 局: ありがとうございました。

続きまして、110番、長沢町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。 判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤(喜)委員: 問題ありません。

事 務 局: ありがとうございました。

続きまして、111番、国谷町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

続きまして、112番、桑田和町の件、駐車場です。第3種農地です。判断 基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤(政)委員: 2件とも問題ありません。

事務局: ありがとうございました。

続きまして、113番、和合町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

お願いします。

浅見委員: 特に問題ございません。

事 務 局: ありがとうございました。

続きまして、114番、黒田町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断 基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の杉田委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、115番、田籾町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断 基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

お願いします。

横粂委員: 異議ありません。

事務局: ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長: 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

# (会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第39号で上程されました27件について、賛成の委員は挙手をお願い します。

### (賛成者挙手)

会 長: ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第39号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局: 令和4年議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

5番、畝部西町の件、担当推進委員の高橋委員から、証明について問題ない

旨、御意見をいただいております。

以上です。

会 長: 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

# (会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第40号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

### (賛成者举手)

会 長: ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第40号は承認決定されました。

令和4年議案第41号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課: 令和4年議案第41号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により農業委員 会の意見を求めます。

議案の12ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外案件です。

まず、28番、丸根町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

鈴木委員: 特に問題ありません。

農政企画課: ありがとうございます。

続きまして、29番、古瀬間町の件、グループホームの駐車場です。認知症 対応型共同生活介護事業所となっております。

お願いします。

築山委員: 問題ありません。

農政企画課: 続きまして、30番、市木町の分家住宅です。

こちらについても御意見をよろしくお願いいたします。

築山委員: これも問題ありません。

農政企画課: ありがとうございます。

続きまして、31番、幸町の件、分家住宅です。

御意見をお願いいたします。

石川委員: 問題ありません。

農政企画課: ありがとうございます。

続きまして、32番、住吉町の件、分家住宅です。

御意見をお願いいたします。

近藤委員: 問題ありません。

農政企画課: ありがとうございます。

続きまして、33番、本町の件、通所介護事業所です。

続きまして、34番、前林町の件、飲食店の駐車場です。

35番、若林東町の件、分家住宅です。

御意見をお願いいたします。

杉浦委員: 異議ありません。

農政企画課: ありがとうございます。

続きまして、36番、猿投町の件、農家住宅の敷地増しです。

御意見をお願いします。

梅村(逸)委員: 問題ありません。

農政企画課: ありがとうございます。

続きまして、37番、石野町の件、自己用住宅です。

続きまして、38番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、39番、勘八町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

水野委員: 問題ありません。

農政企画課: ありがとうございます。

続きまして、40番、坂上町の件、住宅の通路です。

御意見をお願いします。

伊藤(喜)委員: 異議ありません。

農政企画課: ありがとうございます。

続きまして、41番、篠原町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

横粂委員: 異議ありません。

農政企画課: ありがとうございました。

以上です。

会 長: 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

### (会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第41号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願い します。

# (賛成者挙手)

会 長: ありがとうございました。挙手多数と認めます。

議案第41号は承認決定されました。

令和4年議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局: 令和4年議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年7月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第42号資料①は、利用権の総括表になります。議案第42号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第42号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも 令和4年7月1日ですが、貸借の終わりはそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、63筆、8万4,867平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長: 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

# (会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第42号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

#### (賛成者挙手)

会 長: ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第42号は承認決定されました。

令和4年議案第43号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局: 令和4年議案第43号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地 に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、4ページから29ページを御覧ください。

今回、石野、小原、松平、足助、旭地区の合計で1,133筆、56万3,42 5.26平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会 長: 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

#### (会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第43号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

# (賛成者挙手)

会 長: ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第43号は承認決定されました。

令和4年議案第44号「農業委員会の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局: 令和4年議案第44号「農業委員会の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について」。

「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき策定した「令和3年度の 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案」及び「農業委員会による最適 化活動の推進等について」に基づき策定した「令和4年度最適化活動の目標の 設定等の案」について御説明をいたします。

まず、令和3年度の目標及びその達成に向けた点検・評価案について御説明 をいたします。

当日配付資料の30ページをお願いいたします。

このページは、豊田市の現状を記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

次の31ページを御覧ください。

まず、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

2、令和3年度の目標及び実績を御覧ください。

担い手への農地利用集積面積は集積目標 2,278 ヘクタールに対し、実績 2,105 ヘクタール、達成状況は92.4%でした。

具体的な活動実績は、3、目標の達成に向けた活動の活動実績欄に記載したとおりです。

その下を御覧ください。

4、目標及び活動に対する評価についても記載のとおりです。

次のページを御覧ください。

新規参入の促進についてです。

2、令和3年度の目標及び実績を御覧ください。

参入目標17経営体に対し、実績20経営体、達成状況は117.6%でした。 参入目標面積10.9へクタールに対し、参入実績面積3へクタールで、達成 状況は27.5%でした。

具体的な活動実績は、3、目標の達成に向けた活動の活動実績欄に記載した とおりです。

その下、4、目標及び活動に対する評価についても記載のとおりです。

次のページをお願いします。

遊休農地の解消についてです。

2、令和3年度の目標及び実績を御覧ください。

解消目標 7 5.2 ヘクタールに対し、実績 9 9 ヘクタール、達成状況は 1 3 1.6%でした。

具体的な活動実績は、3、目標の達成に向けた活動の活動実績欄に記載したとおりです。

その下を御覧ください。

4、目標及び活動に対する評価についても記載のとおりです。

次の34ページを御覧ください。

違反転用への適正な対応です。

2、令和3年度の目標及び実績を御覧ください。

違反転用は1ヘクタール減少いたしました。

その下、活動実績及び評価を御覧ください。

こちらの内容も記載のとおりです。

次のページをお願いします。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。こちら

についてですが、3条、4条及び5条の農転事務などの事務の実施状況については記載のとおりですので、説明のほうは省略をさせていただきます。

以降、事務内容についての実績でございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

次に、令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明をさせていただきます。

38ページを御覧ください。

このページについても、豊田市の現状を記載しておりますので、説明を省略 させていただきます。

次の39ページをお願いします。

最適化活動の目標です。

先月の地区農業委員会での意見交換を踏まえまして、各推進委員が目標設定 した数値を集計したものを目標として設定しております。

②目標の欄を御覧ください。

目標年度及び集積率は、本市農業委員会の指針で規定している目標年度、令和5年度として、集積率、平坦部66%、中山間地4%も指針で定めている数値としております。

その下の今年度の新規集積面積については、先ほど申し上げましたとおり、 各推進委員の目標値の合計値63.2ヘクタールとしております。

次に、(2)遊休農地の解消のところを御覧ください。

②の目標 a 、緑区分の遊休農地の解消を御覧ください。

表の下の段、緑区分の遊休農地の解消目標面積は、緑区分のうち、各推進委員が回復可能であると判断した全農地面積を5で割った数字である2.1へクタールを入れております。

b、黄区分の遊休農地の解消及びイ、新規発生遊休農地の解消については記載のとおりの数値となっております。

次、40ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進です。

こちらも②目標の欄を御覧ください。

表の上の段、権利移動の面積、平成28年度から平成30年度の数値及び平

均値については、表の下の米印1に記載のとおり、農地法第3条第1項に基づく許可及び基盤法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積を記入しております。

表の下の段の11.20ヘクタールにつきましては、先ほど申し上げたとおり、 各推進委員が目標設定した新規参入貸付に関する同意を得る面積を積み上げた ものです。

次に、その下、2番、最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動 を行う日数目標を御覧ください。

1人当たりの活動日数については、改正最適化交付金事業要綱に基づきまして、月当たり10日とさせていただいております。

最適化活動を行う農業委員は、活動意思のありました2人、推進委員の人数 につきましては光岡推進委員を除く44人としています。

次に、(2)活動強化月間の設定目標を御覧ください。

こちらの回数は、新ガイドラインで3回以上と規定しているため、3回としています。

取組時期及び取組内容につきましては記載のとおりでございます。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標を御覧ください。

こちらにつきましても、新ガイドラインで1回以上と規定しているため、1回とさせていただいております。

開催時期及び相談会名については記載のとおりでございます。

説明は以上です。

会 長: 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。 いかがでしょうか。

#### (会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第44号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

#### (賛成者挙手)

会 長: ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第44号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局: 議案18ページ及び別紙配付資料41ページ及び42ページを御覧ください。 報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

44番、生駒町の案件から20ページを御覧ください。51番、本町の案件までの8件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告、競売農地買受適格者証明願承認について。

1番、栄町の自己用住宅の案件について、競売参加の要件として買受適格者証明願が提出され、市街化区域内農地につき、既に事務局で承認していることを報告いたします。

続いて、議案22ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

23番、野見山町の駐車場の案件から25番、梅坪町の駐車場までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

67番、小坂町の庭の案件から25ページを御覧ください。78番、栄町の 自己用住宅の案件までの12件について、いずれも市街化区域内農地の転用に つき、既に事務局で受理していることを報告いたします。 以上です。

会 長: これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。 慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時35分)

議事録署名者